

JGAP 等差分審査要領（農産物）

第 1 目的

この要領は、安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱第 8 条第 2 項に基づく JGAP 又は ASIAGAP（以下、「JGAP 等」という。）の認証を有する者への生産工程管理基準及び団体事務局基準の一部を省略する審査（以下、「差分審査」という。）の実施のために必要な事項を定める。

第 2 審査する項目

安全で美味しい島根の県産品認証制度（以下、「美味しまね認証」という。）の上位基準（青果物・穀物・茶）は JGAP2016 をもとに作成しているが、一部、①JGAP2016 から要求レベルを変更している項目（※）、②JGAP2016 の適合基準の内容を変更して設定した項目、③美味しまね認証独自項目があるため、それらについて審査を実施する。

※ JGAP 等は、「必須」（100%適合）、「重要」（95%適合）、「努力」（認証には影響しないが積極的に取り組むことが望まれる）の 3 つのレベルで構成されているため、「重要」項目のうち 1～2 項目が不適合でも認証を取得することができる。美味しまね認証では、「重要」項目をすべて「必須」としているため、「重要」項目に不適合がある状態で JGAP 等を取得している者については、差分審査において当該不適合が是正されていることを確認する必要がある。

また、JGAP の「努力」項目を必須としたものもあるため、当該項目についても審査する必要がある。

第 3 審査の実施手順

1 JGAP 等認証の確認

現地審査実施に先立って次に掲げる JGAP 等の認証の内容を確認する。

（1）有効期限の確認

現地審査実施時点において JGAP 等の認証が有効であることを認証書等で確認する。

既に認証が失効しているときは、差分審査ではなく通常の審査を実施する。

（2）生産工程カテゴリー等の確認

JGAP 等の認証書の実産工程カテゴリー欄の記載を確認する。また、米については、品目名横に括弧書きで「粳・玄米・精米」のいずれか、茶については「生葉・荒茶・仕上茶」のいずれかが記載されているので、確認する。

※生産工程カテゴリー欄等の確認結果を踏まえた審査の扱いは第 4 に定める。

2 JGAP 等「重要」項目の審査（生産工程管理基準のみ）

（1）JGAP 等審査時における不適合項目の有無の確認

直近の JGAP 等の審査終了時に審査・認証機関から交付されている審査結果の報告書により、不適合項目の有無を確認する。

書面が交付されていない場合には、審査結果を聞き取りで確認する。

審査・認証機関から、不適合に対する是正処置要求があった場合には、受審者は是正処置報告書を審査・認証機関に提出しているため、当該報告書で確認してもよい。

「重要」項目（別紙 1 参照）に対する不適合が無いことが確認できた場合は、「重要」項目の審査は行わない。

(2) 「重要」項目の不適合に対する是正状況の審査

(1) で「重要」項目に不適合があったことが確認された場合は、当該不適合「重要」項目について審査を行う。

ただし、JGAP 等の審査・認証機関に提出された是正処置報告書の控えにより、不適合が是正されていることが確認できた項目については、審査を省略することができる。

(3) 不適合項目の有無が確認できない場合等の対応

JGAP 等審査時における不適合の有無が確認できない場合や不適合項目を特定できない場合は、「重要」項目（別紙 1 参照）すべてについて審査を行う。

3 内容変更項目、美味しまね認証独自項目の審査

JGAP 適合基準の内容を変更した項目、JGAP「努力」項目を必須に変更した項目及び美味しまね認証独自項目は別紙 2 のとおりであり、これらについては、すべて審査する。

ただし、JGAP2016 の適合基準の内容を変更した項目については、適合基準のうち変更にかかる箇所のみを審査対象とする。（別紙 2 の「差分審査備考」欄参照。）

第 4 生産工程の差分審査

(1) 青果物、穀物、茶共通事項

JGAP 認証の生産工程カテゴリーが「栽培・収穫」（ASIAGAP の場合は B I 又は B II）となっている場合であって、安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領第 3 条（工程認証）の要件に該当しない場合は、農産物取扱い工程にかかる項目を審査する。

(2) JGAP 穀物（米）

JGAP の認証書の生産工程カテゴリー欄に「精米」が記載されていない場合、精米工程は JGAP の認証対象となっていないので、精米を出荷する生産者については、精米

工程にかかる項目（別紙3）を審査する。

また、認証書の品目名横の括弧書きに「粳」のみ記載されている場合は、以降の工程は JGAP の認証対象となっていないので、玄米又は精米を出荷する生産者については、それらの工程にかかる項目を審査する。

（3）JGAP 茶

JGAP の認証書の生産カテゴリー欄に「仕上茶」が記載されていない場合は、仕上茶工程は JGAP の認証対象となっていないので、仕上茶を出荷する生産者については、仕上茶工程にかかる項目（別紙3参照）を審査する。

また、認証書の品目名横の括弧書きに「生葉」のみ記載されている場合は、荒茶工程及び仕上茶工程は JGAP の認証対象となっていないので、荒茶又は仕上茶を出荷する生産者については、当該工程にかかる項目を審査する。

（4）ASIAGAP（穀物（米）、茶）

ASIAGAP には精米工程と仕上茶工程が含まれないため、当該工程を有する ASIAGAP 取得者に対する差分審査にあたっては、当該工程にかかる項目（別紙3参照）を審査する。

品目名横の括弧書きに、米にあつては「粳」、茶にあつては「生葉」のみ記載されている場合の取扱いについては（2）（3）のとおりとする。

附則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。